## 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-3)

別紙1

施策名		目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進									担当部局名		地球環境局 気候変動適応室	作成責任者名 (※記入は任意)	髙橋一彰(気候変動 適応室長)	
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号)及び気候変動適応計画(平成30年11月閣議決定)に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。									政策体系上の 位置付け 2. 地球環境の保全						
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展 又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的 な生活の確保に寄与する。									· 気候変動適応法(平成30年法律第50号) · 気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議 決定)   応知						
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
<b>则足钼悰</b>		<b>本</b> 年世	基準年度	口保心	目標年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	<u>限</u>	R5年度	R6年度	炽炬	.相保の選足垤田及し	7日保他(水华-日保牛)	2/07放在07依规
気候変動適応法第 基づく地域気候変重 1 計画を策定した都道 政令指定都市数	動適応	_	_	67	R5年度	14	31	- 54	-	-	67		府県及び市 適家に関す じた気いを したでいるたい この法律の	が耐付は、その区域にある施策の推進を図るため気候変動適応計画(・動適応に関する計画とめ。また、法附則第5条が施行状況について検討	第50号。以下「法」という。) さける自然的経済的社会的 とめ、単独で又は共同して その区域における自然的 にいう。)を策定するよう努め に「適応法の施行後5年を 対を加え、必要があると認っ に則って、目標年度を5年	り状況に応じた気候変動 、気候変動適応計画を 経済的社会的状況に応 いるものとすると規定さ 経過した場合において、 かるときは、その結果に
気候変動適応法第 基づく地域気候変重 センターを確保した 県数	動適応	-	_	47	R5年度	4	14	26	-	-	47		進するため び提供並ひ 担う体制を たか。 また、法附! 行状況につ	、気候変動影響及び気 に技術的助言を行う扱 、単独で又は共同して、 則第5条 「適応法の施 いて検討を加え、必要	が市町村は、その区域にお は候変動適応に関する情報 型点(地域気候変動適応セ 、確保するよう努めるもので 行後5年を経過した場合に があると認めるときは、そ 年度を5年後の令和5年度	の収集、整理、分析及 ンター)としての機能を さすると規定されている おいて、この法律の施 の結果に基づいて所要
測定指標		基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)										
			基準年度		目標年度	H30年度 法に基づく 気候変動 適応計画 の策定/ 法に基づく	気候変動	R2年度 適応法に 基づく気候	R3年度	R4年度 次期気候 変動影響 評価報に 書作成に	次期気候 変動影響 評価報告	R6年度 気候変動 影響評価 報告書の	法第7条に	おいて、政府は気候変質	動適応に関する施策の総 る計画(以下「気候変動道	 合的かつ計画的な推進
	気候変動影響評価報告書 の作成と、気候変動適応計 画の策定・見直し	-	_	-	-	報告書の 作成開始 法に基づく 気候変動	気候変動 影響報告	評価報告 書の作成 気候変動 影響評価 報告書の	の策定	向けた情報収集の開始	書作成に向けた情報収集	素案作成	なければな おむね5年。 についての	らないものと規定される ごとに、中央環境審議会 報告書を作成しなけれ 候変動適応計画は、最	いものと規定されている。また、法第9条におい、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変質 き書を作成しなければならないものとされている 動適応計画は、最新の当該報告書等を勘案し	
気候変動影響評価4 計画策定の協力プ		2	平成26年度	15	R5年度		作成 10	作成 12	13	14	15	16	整備すると の国際協力 また気候変	ともに、開発途上地域/ ]を推進するよう努める 「動適応計画(平成30年	変動等に関する情報の国際 こ対する気候変動適応に ものと規定されている。 =11月閣議決定)において	関する技術協力その他 . 開発途上国への支援
トを行った国の数	トを行った国の数					8	10	12					は基本戦略	各の一つとして定められ	ており、アジア太平洋地域 計画策定等の政策に貢献	において気候変動にお

	達成手段	予算	算額計(執行 (百万円)	額)	当初予算額 (百万円)	関連する	達成手段の概要等				
	(開始年度)	H30年度	H30年度 R元年度 R2年度		R3年度	指標	上				
	気候変動影響評価·適応 (1)推進事業 (平成18年度)	850 (838)	865 (787)	850 (767)	810	1,2,3,4	国内における気候変動適応の推進  〈遠成手段の概要〉 ・地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ・適応も・ラーニングや各種がイド、マニュアル等の活用を促し、地方公共団体や民間事業者、国民等、各主体の適応取組を推進する。 ・地域気候変動適応とかターを支援し、地域における気候変動に関する情報収集等を推進する。 ・地域気候変動適応とかアータンを行い、その過程で明らかになった課題等の整理を行う。 ・気候変動適応計画のPDCAサイクル確立のための情報収集・検討を行う。 ・気候変動適応計画のPDCAサイクル確立のための情報収集・検討を行う。 ・第2次候変動影響評価報告書の結果を踏まえ、次期気候変動適応計画の見直しを検討する  〈達成手段の目標〉 ・地方公共団体による気候変動影響評価及び地域気候変動適応計画策定、地域気候変動適応センターの設置を促進する。 ・適応計画のフォローアップにより、施策の実施状況を把握する。 〈施策の達成すべき目標/測定指標/)への寄与の内容〉 ・広域協議とや気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ・活施計画のオローアップにより、施施策の金援を強動に形理し、気候変動の影響評価及び適応計画の必要に応じた見直しに反映させることができる。 ・第2次気候変動適応計画の策定域を対域に対し、気候変動の影響評価扱び適応計画の必要に応じた見直しに反映させることができる。 ・地域気候変動適応計画の策定域を放験変更が需要の情報収集を支援することで、センター活動の確立及び地方公共団体の地域気候変動適応計画の策実に寄与する。 ・地域気候変動適応計画の常実に寄与する。 ・地域気候変動適応計画の発展に寄与する。 ・地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等の情報収集を支援することで、センター活動の確立及び地方公共団体の地域気候変動が置かまりまります。 ・地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する関係者の連携体制を強化し、適応策の検討を行うことで、地域の気候変を動に対する強靱性を向上する。  適応にかかる開発途上国の支援  〈違成手段の目標〉 ・NAPプロセス実施に一て影音、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力成果の展開を図る。 ・アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を活用する。  〈達成手段の目標〉 ・NAPプロセス実施に一て影音、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る二国間協力事業成果をバッケージ化し、気候変動へ心臓弱性の高にい地域に技術協力を展開する。 ・AP-PLATのコンテンツを充実させ、バートナー機関とのネットワーキングを通じて適応人材の能力強化を図る。  〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・二国間協力事業により得られた成果を水平展開することにより、協力プロジェクト実施数の増加に寄与する。	076			
施策の予算額・執行額		850 (838)	865 (787)	850 (767)	810		気候変動適応法(平成30年法律第50号) 気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定) 気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定) 気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) 成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) 気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表)				